萩市地域住民活動チャレンジ補助金交付要綱

令和４年３月２８日制定

（目的）

第１条　この要綱は、総合事務所管内の地域振興に資する新たな住民活動に取り組む住民団体に対して交付する補助金について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

（１）「住民活動」とは、総合事務所管内の地域振興を目的として、住民団体が取り組む活動をいう。

（２）「住民団体」とは、営利を目的とせず、総合事務所管内の振興を目的とする団体であって、当該管内の住民を主な構成員とするものをいう。

（補助対象）

第３条　市は、原則として他の補助金が適用されない住民活動につき、予算の範囲内で、当該住民活動を主催する住民団体に対して補助金を交付する。

２　補助の対象となる住民活動は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）総合事務所管内の地域振興に資すると認められる新たな活動

（２）不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とする活動

（３）特定の個人及び団体の営利を目的としない活動

（４）公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれのない活動

３　補助の対象となる住民団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（１）各総合事務所管内に活動の拠点を置く住民団体

（２）前号の住民団体を主として組織される実行委員会等の会

（３）総合事務所管内の住所を有する者２人以上を構成員とし、５人以上で構成される個人のグループ

（４）前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める団体等

４　前項にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる団体及び個人のグループは、補助対象としない。

５　第１項の他の補助金は、国、県、市その他の行政機関等からの補助金（萩市

魅力ある地域づくり交付金交付要綱に基づく交付金を含む。）とする。

（補助金額等）

第４条　補助金の額は、３０万円以下の範囲内で総合事務所長が決定する。

２　前項の補助金の対象となる経費は、別表１に掲げる経費とする。

３　第１項の補助金は、同一の団体に対し３年を超えて交付することはできない。ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

（補助金の交付の申請）

第５条　住民団体は、補助金の交付を申請しようとするときは、市長が定める期日までに萩市地域住民活動チャレンジ補助金交付申請書（別記第１号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第６条　市長は、前条の萩市地域住民活動チャレンジ補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、その旨を萩市地域住民活動チャレンジ補助金交付決定通知書（別記第２号様式）により通知するものとする。

（事業計画変更等に係る承認の申請）

第７条　前条の規定による通知を受けた住民団体（以下「補助住民団体」という。）は、当該事業に係る事業計画の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、萩市地域住民活動チャレンジ補助金変更承認申請書（別記第３号様式）を市長に提出してその承認を受けなければならない。

２　補助住民団体は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、萩市地域住民活動チャレンジ補助金事業中止（廃止）承認申請書（別記第４号様式）を市長に提出してその承認を受けなければならない。

（実績報告）

第８条　補助住民団体は、事業が完了したときは、当該事業を完了した日から起算して３０日を経過する日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに萩市地域住民活動チャレンジ補助金実績報告書（別記第５号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び交付）

第９条　市長は、前条の萩市地域住民活動チャレンジ補助金実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助住民団体に対し、当該補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第１０条　前条の規定にかかわらず、市長は、必要があると認めるときは、第６条の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

（補助金の請求）

第１１条　補助住民団体は、前２条の補助金の交付を受けようとするときは、萩市地域住民活動チャレンジ補助金交付請求書（別記第６号様式）を市長に提出しなければならない。

（関係書類の整備等）

第１２条　補助住民団体は、当該事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、当該事業完了後５年間保管しなければならない。

２　市長は、必要があると認めるときは、補助住民団体に対し、報告を求め、若しくは事業の実施に関し必要な指示をし、又は関係職員に帳簿その他の関係書類等若しくは当該事業の実施状況を検査させることができる。

（補助金の交付決定の取消し等）

第１３条　市長は、補助住民団体が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）この要綱に違反したとき。

（２）補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。　　　　　　　　　　　　　　　（３）当該事業の実施方法が不適当であると認められるとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助住民団体に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

３　市長は、補助住民団体に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその金額を超える補助金が概算払により交付されているときは、補助住民団体に対し、期限を定めてその超える額に相当する金額の返還を命ずるものとする。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、市長が定める。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表１（第４条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 経　費 |
| 報償費 | コンサルテイング経費や研修会の講師等への謝礼 |
| 賃金 | 活動の対価として支払う賃金 |
| 共済費 | 賃金に係る社会保険料 |
| 需用費 | 消耗品費、自動車等燃料費、印刷費、施設や設備の修繕費 |
| 役務費 | 通信運搬費、広告料、保険料等 |
| 委託費 | 調査、実証、試行等に要する委託費 |
| 使用料等 | 土地や建物等の借上げに係る賃借料、資材や機器類のリース料等 |
| 備品購入費 | 什器類、各種事務機器等の物品の購入費 |